

# 自転車の交通ルールとマナーを守って!

春は自転車の事故が増えます。事故にならなくてもヒヤリとした事はないですか?

自転車も乗れば車の仲間入り

## 守ろう! 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



## 自転車の主な禁止事項

- 無灯火運転 5万円以下の罰金
  - 二人乗り運転 2万円以下の罰金又は料料
  - 並進通行 2万円以下の罰金又は料料
  - 携帯電話等の使用運転 5万円以下の罰金
  - イヤホン等の使用運転 5万円以下の罰金
  - 傘さし運転 5万円以下の罰金
- (罰金: 1万円以上 料料: 千円以上1万円未満)



並進通行禁止



携帯電話等の使用運転禁止

自転車で右折するときは、ちょっとした時間と労力をおしまいで、2段階右折をすればかなり事故が減るはず。一時停止を守る自転車がほとんどいない現状です。わずか数秒の時間と労力をおしんで5万円の罰金をとられたり事故の加害者になるのです。ルールを守りましょう。



イヤホン等の使用運転禁止



傘さし運転禁止

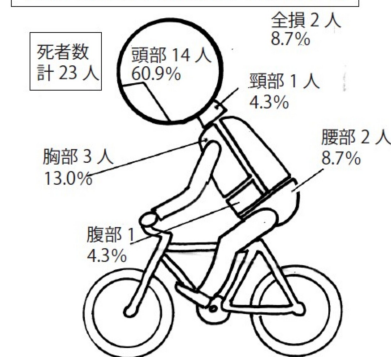


しゃ断踏切立入り禁止



反射材を身の回りの持ち物などにつけることで、暗くなって車のライトが当たると、ピカッと反射し運転者にあなたの存在を知らせます。

自転車事故死者の負傷部位 (令和5年中)



出典: 埼玉県警察ホームページ自転車の交通安全より

クイズの正解は全問〇です!

## 自転車に乗っている時の疑問?

- Q 歩道に自転車マークと歩行者マークがある道路(例: 西交流センター前の歩道)があります。自転車はどのように走れば良いですか?
- A 自転車は自転車マーク側を走りますが、歩行者がいる場合は歩行者が優先です。マナーを守りましょう。
- Q 横断歩道を渡る時は?
- A 横断歩道は歩行者が横断する場所ですので、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。
- Q 踏切は遮断機が上がっている時は、乗ったまま渡って良いのですか?
- A 踏切の直前で停止し、安全確認をした後でなければ渡ってはいけません。自転車は押して渡りましょう。
- Q 子どもを乗せる自転車は何人まで?
- A 子どもを2人乗せる時は「幼児2人同乗用自転車」を使用。3人乗せるのは法令違反。

## 横断歩道における歩行者優先の徹底

- 【ドライバーの皆さんは】
- ・横断歩道手前での減速
  - ・横断歩行者がいる場合は一時停止
- 【歩行者の皆さんは】
- ・横断歩道を渡る場合は、手を上げるなど運転者に意思表示(ハンドサイン)を
  - ・横断歩道を渡る時は左右の安全確認を

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- 【ドライバーの皆さんは】
- ・夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう
  - ・思いやり運転を心がけましょう!
- 【歩行者の皆さんは】
- ・明るく目立つ色の衣服や反射材を身につけましょう
- 【自転車乗用車の皆さんは】
- ・早めにライトを点灯しましょう
  - ・自転車に反射材を設置しましょう

飲酒運転は犯罪です!!  
合言葉は「しない、させない、ゆるさない」「あおり運転」等の危険運転はやめましょう

イラスト/萩原編集委員

## 自転車の交通ルール等に関するクイズ

下記の問題を読み、正しいものに〇、間違っているものに×を付けてください。

問	問題	回答
問1	歩道を自転車で通行できる年齢条件は、「13歳未満」または「70歳以上」である。	〇
問2	自転車は軽車両ですが、歩道を通行している場合は、車両用信号機ではなく、歩行者用信号機に従う。	〇
問3	自転車で「一時停止」の標識がある場所を走行するときは、徐行ではなく必ず一時停止をしなければならない。	〇
問4	平成30年中、埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は、全国ワースト1位であった。	〇
問5	埼玉県では平成30年4月1日から、条例により、自転車利用者等の自転車損害保険等の加入が義務化された。	〇